

6．第3条調査におけるリスクコミュニケーション

6．1 土壤汚染状況調査への対応

ここでは、汚染判明のきっかけとなる土壤汚染状況調査、事業者から連絡・相談を受けた場合の対応、判断に関するポイントをまとめました。

6．1．1 土壤汚染状況調査

事業者から有害物質使用特定施設の使用の廃止が都道府県・政令市に届け出されたら、法律第3条第1項のただし書きの確認の対象となるかどうか検討したうえで、調査実施が猶予される要件に該当する場合を除き、法律で定める方法（土壤汚染状況調査）で調査するように指示します。

（1）自治体と事業者との関係

土壤汚染対策法では、土地所有者等が土壤汚染状況調査を実施し、調査義務が発生した日から120日以内に調査結果を都道府県・政令市に報告することになっています。事業者から有害物質使用特定施設の使用の廃止についての届出を受理した時点で、以下の事項を指導しましょう。

事業者に指導すべき事項

- ・ 重大な土壤汚染が見つかった場合は、正式な報告前でも速やかに測定データを持って自治体と今後の対応について相談することが望ましい。
- ・ 調査を開始する時点で、汚染が判明した場合を想定した体制を整えるとともに、対処方法を検討しておくこと。

重大な汚染の事案とは

基準を超える地下水汚染が見つかり周辺において井戸水の飲用が常態として行われており基準を超える地下水の飲用の可能性が否定できない場合

直接摂取した場合は急性毒性が懸念されるほど非常に高濃度の汚染あるいは広範囲の汚染が見つかった場合

法域の土壤汚染の可能性がある場合や、社会的に注目を集めるようなPCBなどの汚染が見つかった場合 等が想定される。

（2）自治体間の連携

都道府県又は政令市は、報告を受けた後、直ちに当該土地が所在する市区町村にも連絡して情報を共有します。また、政令市も、都道府県に連絡し、情報を共有します。

6.1.2 事業者からの報告

事業者から土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染が明らかに生じている旨の報告を受けると、都道府県・政令市は、まず調査結果が土壌汚染対策法の第5条で定められている指定基準を超えていないかを判断します。調査結果が基準値を超えている箇所は「土壌汚染あり」と判断し、以下の暴露可能性の判断とあわせて対応することになります。

次に、汚染状況と当該土地や周辺での土地利用及び地下水利用の状況から、住民への健康被害が生じる可能性を評価します。

人の健康に影響が及ぶ可能性があるとは判断された場合は、迅速に周辺住民への説明を行うとともに、周辺環境調査を行い、リスクを最小化するための措置をとらなければなりません。

1) 溶出量基準値の超過による周辺環境の汚染や住民への健康被害が生じる可能性の判断

溶出量基準値の超過により人の健康に影響が及ぶおそれがあるのは、汚染された地下水等を摂取（井戸水飲用など）する場合です。（「1.2 土壌汚染に伴う健康リスク」 p5 参照）

この段階で、汚染された地下水を飲用する可能性を早急に判断するのに使用が可能な情報は、敷地内の地下水汚染の状況と地域の地下水の飲用状況があります。

敷地内の地下水調査の結果による判断

周辺環境に地下水汚染が広がる可能性は、敷地内の地下水調査の結果で判断できます。このため、事業者から溶出量基準値を超過しているとの報告を得た段階で、敷地内地下水調査の実施を指導するか、自治体が立ち入って敷地内の地下水調査（又は周辺環境調査）を実施し、その結果から周辺環境へ汚染が広がる可能性があるか否かを判断します。

地下水の汚染状況、汚染物質の物性や地下水の流れにもよりますが、敷地内の地下水汚染が判明したら、基本的に周辺環境への汚染が拡大する可能性があるものと判断できます。（敷地近傍において汚染された井戸があり、地下水の流れ等の状況から、ある土壌汚染と井戸水の汚染との因果関係を明確に説明できる場合は、その井戸の調査結果に基づいて判断することも可能です。）

地域の地下水の飲用状況等による判断

周辺環境に地下水汚染が拡大していても、飲用井戸等がなければ、汚染地下水による住民への健康影響の心配はありません。井戸の所有状況や地下水の飲用に関する情報は、入手に時間がかかることが多いため、日頃から情報を整備するとともに自治体内で共有しましょう。

コラム 8 飲用利用に伴う健康リスクの範囲について

飲用利用等とは？

土壤汚染対策法の規則では次のように定められています。

- ・人の飲用に供され、又は供されることが確実である井戸がある場合
- ・水道原水として取り入れられ、又は取り入れられることが確実な井戸がある場合
- ・災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている井戸がある場合
- ・水質環境基準が確保されない公共用水域の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合

(土壤汚染対策法施行規則 第17条)

当該土地の周辺地域の範囲とは？

当該土地の土壤汚染に起因して生ずる地下水汚染が到達しうると考えられる一定の範囲内とされる。特定有害物質の種類、それぞれの土地における地質や地下水の状況等により異なるものであるが、地下水汚染に関するシミュレーション結果からは概ね数百m～1kmの範囲と思われる。

(土壤汚染対策法に係る技術的事項について、中央環境審議会答申、平成14年)

2) 含有量基準値の超過による周辺環境の汚染や住民への被害が生じる可能性の判断

含有量基準値の超過により人の健康に影響が及ぶおそれがあるのは、汚染された土壤を直接摂取(砂遊び等による子供の摂食や飛散した土壤の吸入など)する場合です(「1.2 土壤汚染に伴う健康リスク」 p5 参照)。この可能性を判断する材料としては、汚染敷地の被覆状況と敷地周辺の住民の居住状況・汚染敷地への立ち入りの可能性の有無があります。

汚染敷地の被覆状況による判断

汚染土壤が被覆(アスファルトによる舗装等)されている場合は、飛散もなく土壤を摂取する可能性もないので、人への健康影響はないと判断できます。

汚染敷地への立ち入りの可能性による判断

敷地が被覆されていない場合は、汚染敷地への立ち入りの可能性で人への健康影響の有無を判断します。

コラム9 周辺環境へ含有量基準を超える汚染拡散の可能性がある場合

隣地との境界部分でも含有量基準の超過が見られ、かつ以下のようなケースの場合には、含有量基準を超える汚染が隣地にまで拡散している可能性があります。そのため、早急に隣地の土壌調査が必要になります。その結果、隣地の汚染が認められた場合には、法第4条に基づく調査を行う必要が生じる場合もあります。

- a) 汚染原因が煙突から排出されるばい煙や工場建物の排気口からの降下物に含まれる物質により汚染された場合
- b) 過去に排水の漏出事故などがあった場合
- c) 過去、水害等で敷地内の土壌が流出したことが明らかな場合
- d) その土地が汚染の見つかった土地とかつては同一の敷地であったが既に売却されており当時の利用形態から汚染のおそれのある場合
- e) 環境関連法が整備される以前に産業廃棄物を埋立て用資材に用いた等の場合
など

表2 第3条調査による汚染ケース分類

	判断材料				ケース分類
	敷地内地下水 汚染あり	地域で地下水 飲用あり	汚染敷地 被覆あり	敷地内に 立入可能	
指定基準値の 超過なしの場合 のケース分類	-	-	-	-	【ケース 1】
溶出量基準値 超過の場合の ケース分類			-	-	【ケース 2】
		×	-	-	【ケース 3】
	×		-	-	【ケース 4】
	×	×	-	-	【ケース 5】
含有量基準値 超過の場合の ケース分類	-	-	×		【ケース 6】
	-	-	×	×	【ケース 7】
	-	-			【ケース 8】
	-	-		×	【ケース 9】

○:該当 ×:該当しない △:地下水の飲用状況等調査不十分
調査の結果、水道の給水区域にあり地下水が常態として飲用されていないと考えられる地域であっても、汚染の広がりがうる範囲にある井戸の全数について調査がされておらず飲用の可能性が否定できない場合

表2で分類できる4種類のケースによって、住民の健康保護のための緊急対応、周辺環境調査、住民への汚染状況の説明、及び情報の公表を実施する内容や手順が異なるため、表3に各ケースで自治体の実施する事項と事業者へ指導・助言する事項を整理しました。

表3 第3条調査における自治体の実施事項と事業者への指導・助言事項

		【ケース1】	【ケース2】	【ケース3】	【ケース4】
自治体 が 実施 する 項目	台帳への記載	-			
	6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応	-		3	-
	6.2.2 周辺環境調査	-	2	2	-
	6.4.1 住民への汚染状況の説明	-	1		1
	6.4.2 情報の公表	-	1		1
事業者へ 指導・ 助言 する 項目	6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応	-	- 2	- 2	-
	6.4.1 住民への汚染状況の説明				
	6.4.2 情報の公表				

自治体の実施主体 汚染の濃度範囲等を勘案し重大な事案と考えられる場合には自治体の実施主体
 基本的には事業者へ助言し、事業者の判断に任せるが、汚染の濃度範囲等を勘案し重大な事案と
 考えられる場合には事業者へ実施を指導する
 事業者へ助言し、基本的には事業者の判断に任せる
 1 事業者が実施する場合は連携を図る。 2 必要に応じて事業者へ協力を求める。
 3 通常は周辺環境調査の結果人への曝露がある場合に行うが、直接摂取した場合は急性毒性が懸念されるほど非常に
 高濃度の汚染が見つかった場合には周辺環境調査に先駆けて行う

【ケース1】 溶出量基準値・含有量基準値共に超過がない場合

この場合、調査結果は台帳へ記載されませんが、住民への情報の提供に備えた体制を整備しておく必要があります。都道府県は、収集した土壌汚染状況に関連する情報を求めに応じて提供することが望ましいと考えられます（「コラム7」 p25 参照）

【ケース2】 地下水の飲用又は土壌の摂食により住民が曝露される可能性がある場合（施行令第5条の要件に合致する又はその可能性が情報不足で判断できないケース）

自治体は、住民が曝露される可能性が高い又は十分な調査が行われておらず情報不足で判断できない（住民に汚染地下水の飲用又は汚染土壌の摂食が考えられる）と判断した時点で、迅速に「6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応」を実施すると共に「6.2.2 周辺環境調査」を開始して、周辺環境の地下水汚染（コラム9のような場合は表層土壌汚染も含めて実施）の状況を把握します。

当該土地の土壌汚染に起因する周辺環境の汚染があることを確認した時点で事業者とともに、公表の方法を検討し、都道府県又は政令市が敷地内外の汚染実態について情報の公表を行います。周辺環境調査の結果は、自治体から住民に説明しましょう。

なお、現状では、当該土地又はその周辺で地下水汚染が認められなくても、周辺で地下水の飲用利用がある場合には、当該土地における地下水を継続的に監視するとともに、必

要に応じて周辺環境調査を実施します。地下水の汚染が確認された時点で、住民の健康保護のための緊急対応を実施することになります。

【ケース 】周辺環境に汚染が拡大しているおそれがあるが、地域で地下水の飲用の有無を完全に確認できていない場合（施行令第5条の要件に合致しないことが完全には否定できないケース）

自治体は、周辺環境調査（周辺での飲用井戸等の有無調査を含む）を実施しますが、急性毒性が懸念されるほど非常に高濃度の汚染である場合は周辺環境調査に先立って汚染判明後直ちに、また、周辺環境調査の結果人への暴露の可能性がある場合は住民への緊急対応を実施します。溶出量基準を超える土壤汚染の場合には、周辺に飲用井戸等があることがわかった時点で、【ケース 】として対応します。また、周辺環境調査実施の結果、飲用井戸等による暴露がないことがわかった場合には【ケース 】として対応します。

直接摂取した場合に急性毒性が懸念されるほど非常に高濃度の汚染が見つかった場合等には、周辺環境調査実施に先駆けて住民の健康保護のための緊急対応を行います。このように迅速な対応を行う場合の判断基準については自治体において日頃より内規等により定めておくことが望めます。

【ケース 】住民が暴露される可能性がない場合（施行令第5条の要件に合致しないことが明らかなケース）

自治体は事業者と共に対応策を検討します。

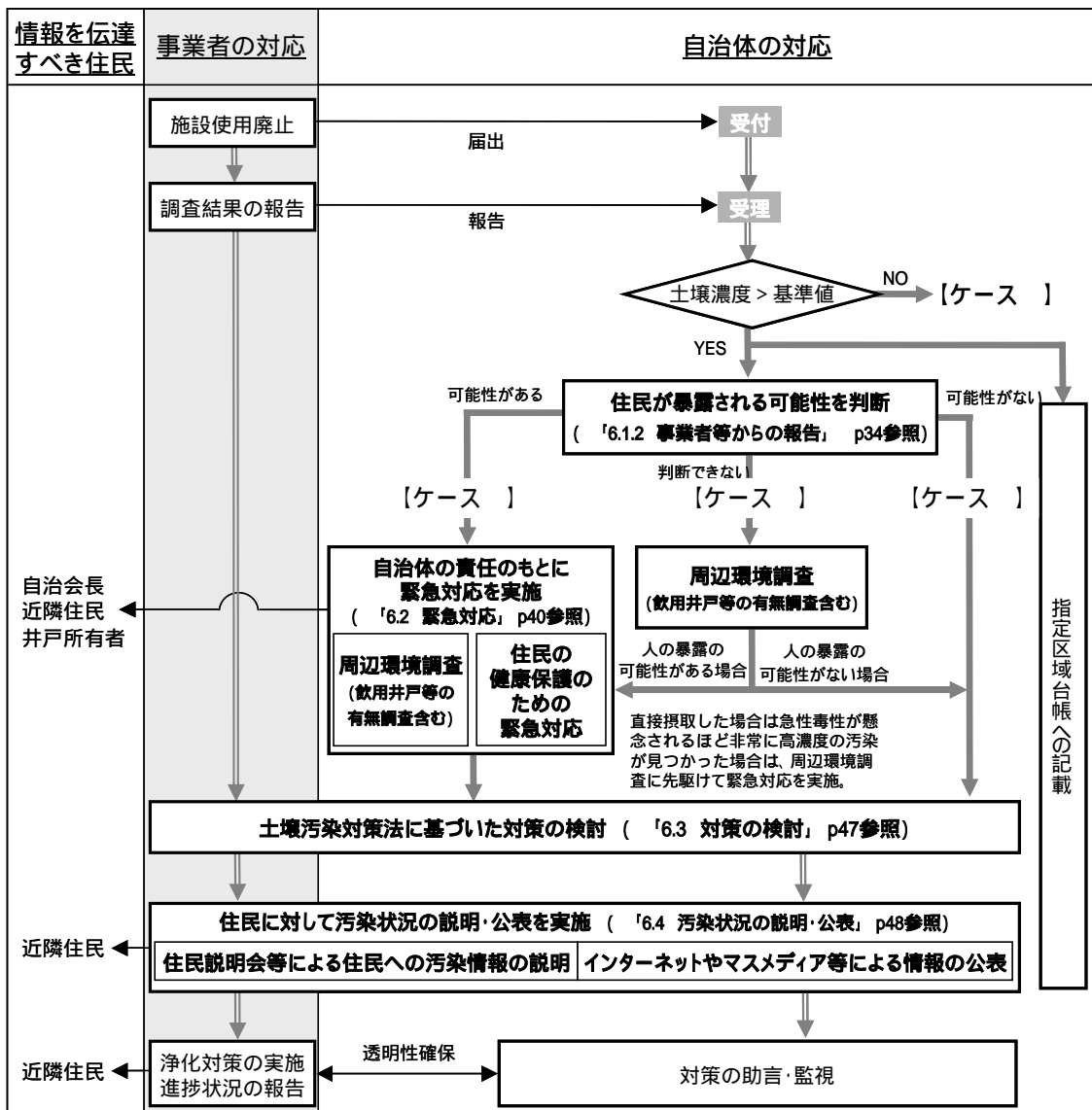
また、汚染が敷地内にとどまっておらず住民に対して直接暴露の可能性がない場合でも、汚染物質濃度や敷地内土壤汚染の範囲等を勘案して重大な事案と判断される場合は、自治体又は事業者が住民への汚染状況の説明や情報の公表を実施することも必要でしょう。このような判断の基準については自治体において日頃より内規等により定めておくことが望めます。

表3に示した通り、事業者から汚染の報告を受けた場合、自治体がその後実施すべき項目として、指定区域の指定と指定区域台帳への記載、住民の健康保護のための緊急対応、周辺環境調査、住民への汚染状況の説明、及び情報の公表があります。特に住民への暴露の可能性のある【ケース 】の場合は、自治体による早急な対応が求められますので、「4.2 体制整備」で述べたとおり、都道府県と市区町村あるいは都道府県と政令市の間で役割を明確にし、連携しながら対応していく必要があります。

政令市は、基本的に全ての項目について単独で対応していくことになりますが、技術的側面や人的側面から対応が困難になる局面も考えられます。そのため、事業者から敷地内土壤汚染又は地下水汚染の連絡を受けた場合は、都道府県に連絡して情報を共有し、必要に応じて助言や支援が得られるようにしておきましょう。また、表1（p27参照）を参考に、事前に都道府県と協議して役割分担を明確にしておくことも必要です。

以上より、第3条調査におけるリスクコミュニケーションの流れを図示すると、次のようになります。

図10 土壌汚染対策法 第3条調査におけるリスクコミュニケーションの流れ



(参考) 含有量基準値を超える周辺環境の表層土壌汚染がある場合は、第4条調査の対象になり得ます。

6.2 緊急対応

事業者の報告を受けたら住民の暴露の可能性について判断し、【ケース 1】及び、【ケース 2】であって汚染の濃度等を勘案し直接摂取した場合は急性毒性が懸念されるほど非常に高濃度の汚染の場合（なおそうでない場合は周辺環境調査の後ケース 1 に該当するとわかった場合）は、住民の健康保護のための緊急対応として迅速に周辺住民へ汚染状況の説明を行うとともに緊急的に汚染の事実の公表を行い、飲用指導などによりリスクを回避する方法を住民に伝達することが自治体の責務です。

アンケート調査結果によると、事業所敷地内の汚染が判明してから、周辺環境の汚染範囲の特定が遅れたことによって、住民の健康保護のための緊急対応が遅れてしまった事例が多くみられます。そこで、地下水の飲用がある地域で著しい土壌の汚染又は地下水の汚染が判明した場合や隣地にまで含有量基準を超える土壌汚染が及んでいる可能性がある場合は、早急に住民への暴露の可能性を判断し、住民への健康リスクを優先して対応することが不可欠です。

緊急対応として実施すべき事項は、「6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応」と「6.2.2 周辺環境調査」（住民からの求めがあった場合には、「6.5.2 健康診断」）があります。表 4 に、緊急対応における自治体を実施する事項と事業者へ指導する事項をまとめました。以下、この内容について解説します。

表 4 緊急対応における自治体の実施事項と事業者への指導・助言事項

		【ケース 1】	【ケース 2】
自治体を実施する項目	6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応		3
	6.2.2 周辺環境調査		
事業者へ指導・助言する項目	6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応	- 1	- 1

自治体を実施主体

- 1 必要に応じて事業者へ協力を求める。
- 3 通常は周辺環境調査の結果、人への暴露がある場合に行うが、直接摂取した場合に急性毒性が懸念されるほど非常に高濃度の汚染が見つかった場合には周辺環境調査に先駆けて行う

6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応

【ケース】の場合は、できるだけ早い段階で住民に周知し、リスクを回避する方法を伝達しなければなりません。公表のタイミング、方法は、以下を参考にして、それぞれの状況に応じて自治体が判断してください。

公表のタイミングとしては、下記イ)～ハ)が想定できます。ただし、イ)、ロ)については、未然防止的観点から周辺環境の状態が把握できていない時点で公表することになるため、断定的表現はとらず、地下水汚染の可能性がある場合には「地下水が汚染されている可能性があるため、敷地周辺では地下水の飲用は安全が確認できるまで控えた方が良いでしょう。また今後周辺での飲用井戸等の水質調査を実施するのでご協力をお願いします。」あるいは、希なケースではあると考えられますが、コラム9に説明するように周辺の土地でも含有量基準の超過のおそれがある場合には「敷地に隣接した土地で被覆されていない部分では影響を受けている可能性があるため、安全が確認されるまでは汚染が見つかった土地及び汚染の可能性のある周辺の土地(コラム9にあげられる土地)も含め関係者以外は立ち入らないようにしてください。また土地の所有者等の方は既に清浄な土で盛土などを行っている場合を除き被覆などの応急措置をしてください。」といった暴露の可能性を示唆するような表現が望ましいと言えます。

イ) 事業者の第3条調査に基づく報告から、汚染が判明した時点で公表する。

ロ) 敷地内地下水調査から、汚染が判明した時点で公表する。

ハ) 周辺環境調査をして、周辺環境汚染の状況の概略が判明した段階で公表する。

また、【ケース】で汚染の濃度範囲等を勘案し直接摂取した場合は急性毒性が懸念されるほど非常に高濃度の汚染の場合(なおそうでない場合は周辺環境調査の後ケースに該当するとわかった場合)と判断される場合も同様に、迅速に住民の健康保護のための緊急対応や住民への汚染状況の説明、より迅速に住民に周知を図るために公表を行うことも必要でしょう。この場合の対応のタイミングは、上記イ)、ロ)と同じです。また汚染が敷地の外に広がっており、おそらく井戸水の飲用等がないと考えられるが、完全にはその可能性も否定できない場合もこのような対応が重要でしょう。(参考3)

住民への説明の際には、住民がリスクを回避できる方法を伝達しなければなりません。伝達の内容は汚染状況、汚染物質、周辺の居住状況等によって異なりますので、以下を参考にしてください。

リスク回避方法

地下水の飲用がある地域で汚染が判明した場合に井戸所有者に対して指導する内容

(ア) 重金属による汚染の場合は、基本的に飲用を停止する。

(イ) 揮発性有機化合物による汚染の場合は、他に飲用水がないなどやむを得ない場合は換気を徹底しながら煮沸してから飲用する。

(ウ) 湧水が子供の水遊び等として利用されている場合は、水遊び等をさせないようにする。(地下水の飲用がない地域でも同様に指導について考慮すべき事項です。)

土壌含有量基準を超える土壌汚染がある土地に居住する住民への指導内容

(エ) 土壌汚染が存在する範囲にできるだけ近づかないようにし、子供は特にそこで遊ばせないようにする。

(1) 自治体と住民との関係

住民に対して迅速に汚染状況の説明を行うとともに周辺住民への汚染状況やリスク回避の方法の説明や公表などの緊急対応を実施することが、健康被害の防止の観点から最も望ましいといえます。特に汚染された地下水を飲用利用していることが明らかな場合など、汚染物質への曝露が現に発生している場合には、飲用指導を迅速に行うなどの対応が極めて重要です。(参考4)

地下水の汚染が判明した場合の緊急対応は、汚染が広がっていると考えられるおおよその範囲内にある全戸へビラを配布し、井戸所有者に対しては戸別訪問して緊急対応を実施します。汚染範囲が特定されていない場合は、例えばVOCsによる汚染などは汚染原因のある土地から半径1km程度を目安とします。

周辺住民の健康影響防止の観点から、情報の公表を行う前に直接曝露のおそれのある住民に対して汚染状況の説明を行っておくことが望まれます。また、情報の公表が先行する場合でも、その後の数日間で隣接地区の井戸所有者、自治会役員を中心とした戸別訪問を実施して、直接汚染の状況や対処方法等を十分に説明しておくことが不可欠です。(必要に応じて事業者と協力して行います。(2)参照)

周辺地下水の汚染範囲がおおよそ特定されている場合は、各戸へのビラ配布等による対応も可能でしょう。ただし、汚染範囲を実際よりも狭く特定することがないように十分な注意が必要です。

住民への周知方法

- ・戸別訪問：戸別訪問では誤解なく適切に情報を伝達することができます。健康への影響が最も懸念される既に地下水汚染が広がっていると考えられる地区の飲用井戸所有者(あるいは土壌の飛散により曝露される可能性のある地区の住民)に対しては、戸別訪問で井戸水や土壌のサンプリング協力依頼あるいは飲用井戸等の安全検査の実施や、リスク回避方法(飲用指導等)、健康診断などを含め、直接説明する必要があります。また、自治会役員にも戸別訪問で説明するとよいでしょう。住民との窓口や、住民間のコミュニケーションの中心となって取り組んでもらうことで、コミュニケーションを円滑に進めることができます。そのためにも、自治会役員には土壌汚染とそれに伴うリスクの状況を十分に理解してもらうことが重要です。
- ・周辺地域各戸へのビラ配布など：事業者や自治体から早急で確実に直接情報を伝えるこ

とができます。しかし、迅速に配布するためには汚染範囲の把握や多数の人員が必要となります。

- ・メディア公表：広範囲の住民に対して迅速な情報提供ができます。特に、汚染範囲が特定できず、広範囲の住民に対して緊急的な伝達が必要な場合にはメディア公表が有効です。メディア公表を行う場合には、必要事項を明記し、必ず報道してもらえるようお願いする必要があります。ただし、メディア公表は、対象地域外の人々にも情報が伝わり、また、間接的な情報媒体のため人々の不安を煽りやすく、かつ、他に大きなニュースがある場合など、取り上げてもらえない場合も考えられ、確実に伝わったかどうか把握できない点もあります。

住民に対して説明すべき事項の例

- ・ 汚染の状況（汚染物質、濃度、その時点で把握している汚染範囲）
- ・ リスク回避方法（井戸水の飲用停止や煮沸後の飲用等）
- ・ 土壌・井戸水調査協力の依頼（詳細な汚染範囲を特定するためには必要）
- ・ 汚染事業所敷地内の応急対策内容と今後の対策方針（周辺環境への拡散防止、浄化対策方針も説明できるとなお良い）
- ・ 連絡窓口（自治体担当部署及び事業者の窓口）
- ・ 健康診断の実施の有無及び実施する場合の方法 など

参考3 周辺環境調査の実施を住民に呼びかけた例

汚染判明後、事業所から半径500mの範囲の住宅を戸別訪問し、井戸の有無を確認した。井戸があれば飲用しないように注意し、採水をお願いした。さらに、事業者主催の住民説明会で、希望者には井戸水調査を実施すると呼びかけた。その結果、事業者は100本の周辺環境井戸水を調査した。

（自主調査による飲用井戸汚染のあったケース 事例6）

参考4 周辺環境汚染の確認が遅れ、住民へのリスク情報伝達が遅れた例

大企業の VOC による地下水汚染がマスコミに報道されたことをきっかけに、経営トップの判断により敷地内の調査を行った結果、地下水において環境基準を大きく越える VOC の汚染が判明した。汚染原因を究明したところ、配管の腐食による漏洩が判明し、対策を講じた。その後、親会社により再度敷地内の調査を行ったが、周辺環境への移動はないという結論に至った。しかし、汚染判明から2年5ヶ月後に自家発電装置設置のため、冷却水用の井戸を掘ると高濃度の VOC が検出されたため、汚染対策業者に相談して詳細に調査したところ、周辺環境への汚染がほぼ確定的となった。

事業者が県へ提出した追加調査の中間報告書により周辺環境汚染の可能性が確認され、県と町はメディア公表の翌日に町職員宅の井戸水を採水し基準値を超えていることを確認した。その後、県庁、地域振興局、町で対応を協議し、事業所から半径500m以内の区長（自治会長）に水質調査の実施を打診することを決めた。緊急区長会を開催して協力要請を行い、汚染敷地から半径500m以内の全世帯と工場内の井戸水、土壌の検査を実施した。同時に上水の水源であるポンプ場の水質調査を実施し、上水については全項目で基準値以下であることを確認した。その後、周辺地域の井戸水調査を行い、汚染地区と非汚染地区を把握した。この結果、町民からの問い合わせに対し適切な回答・指導ができた（飲用可能/煮沸飲用の指導）。周辺環境調査の費用については町がたまたま別件で発生した事故調査のために確保していた調査予算を流用することができたため、汚染範囲を比較的早く把握することができた。

（自主調査による飲用井戸汚染のあったケース 事例7）

（2）自治体と事業者との関係

住民の健康保護のための緊急対応として、含有量基準を超える土壤汚染がある場合には、汚染除去等の措置が実施されるまでの間に近隣住民が暴露しないよう、その土地に対して緊急的な措置をとらなければなりません。そのため、汚染された土地が住宅地にある場合は、土壤汚染が存在する範囲の土壤の飛散を防止するため、裸地をフェンスで囲う等して立入禁止としビニルシート等で覆う、住宅地以外にある場合は、フェンス等で囲いを作り、人が立ち入れないようにするといった措置を行うように事業者へ指導します。

住民への緊急対応は飲用指導など住民の健康に密接に関わるものであることから、基本的には自治体の役割ですが、戸別訪問やビラ配布等については、必要に応じて事業者の協力を得て行います。また、事業者に対して住民等から直接問い合わせがあることが予想されることから、問い合わせ窓口の開設や情報の公表のための資料整備などを指導しておくことが必要です。

(3) 自治体間の連携

都道府県と市区町村の連携

アンケート調査では、周辺住民の健康保護のための緊急対応を都道府県が実施した例が多くみられましたが、市区町村が実施している例もみられました。特に、保健所の職員が飲用指導を実施していた事例が多かったため、都道府県は緊急対応の実施の準備をしておくことが必要です。ただし、その地域を良く知る市区町村が実施又は協力することで、より円滑に進められることができると考えられます。

また、「4.2体制整備」で詳述したように、都道府県を中心とした会合を設置して定期的に協議することが重要です。

アンケート調査では土壌汚染に係る対策の検討や連絡・相談の場として、「自治体内連絡会議」(対策本部、調整会議、連絡協議会など)を設置し、汚染が判明してからは必要に応じて随時会合等を開き、対応した事例がみられました。多くの場合、都道府県環境部局等が中心となって関係者に連絡し、専門研究機関も含めて市区町村や事業者と専門的事項や対策を検討しています。

さらに、飲用地下水の汚染など住民への健康被害の生じる可能性や、情報の公表の遅れなど社会的に大きな問題となった事例では、自治体内部のみでなく事業者や、外部の専門家、地域住民も含めた「利害関係者(ステークホルダー)参加の対策会議」を開催し、情報・意見交換を行いながら対策の検討や実施が進めています。

「自治体内連絡会議」の主な参加者

- ・ 都道府県内の関連部局
- ・ 市区町村内の関連部局
- ・ 保健所
- ・ 専門家(都道府県の公害センター・環境研究所等の土壌・地下水の研究者など)
必要に応じて事業者、指定調査機関、浄化業者、コンサルタント
なども同席させる。

「利害関係者参加の対策会議」の主な参加者

- ・ 都道府県内の関連部局
- ・ 市区町村内の関連部局
- ・ 保健所
- ・ 専門家・学識経験者(都道府県の公害センター、環境研究所等の土壌・地下水の研究者など)
- ・ 指定調査機関、浄化業者、コンサルタントなど
- ・ 事業者
- ・ 地域住民等(井戸所有者や自治会役員など)
- ・ インタープリター(土壌汚染対策及び化学物質の知識を有する技術者などで住民に対してわかりやすく説明できる人)
- ・ ファシリテーター(「コラム10」 p57 参照)

6.2.2 周辺環境調査

【ケース Ⅰ】のように溶出量基準を超える（含有量基準を超える場合はコラム 9 のような状況の場合）土壌汚染が見つかり、周辺住民への暴露の可能性がある場合や、【ケース Ⅱ】のように住民への暴露の可能性があるかどうかわからない場合は、自治体の実施主体となって周辺環境調査を実施しますが、必要に応じて事業者の協力も求めることとなります。周辺環境調査には時間を要することが多いため、【ケース Ⅰ】の場合は、「6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応」を優先的に実施しながら、周辺環境調査に早急に着手することとなります。【ケース Ⅱ】の場合は、周辺環境調査と周辺での飲用井戸等の有無調査を同時並行に実施します。緊急措置の必要な事案の場合は、同時に「6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応」も実施します。【ケース Ⅲ】で地下水の飲用がないと分かっている場合（同、×に該当）（また被覆されているか立ち入り禁止の措置がされている場合でもコラム 9 のような状況の場合）は、地下水の汚染範囲（含有量基準を超える汚染の場合は土壌の汚染範囲）を把握しておくために早急ではないにしても周辺環境調査を実施しておくことが必要です。（周辺環境調査の際、土壌に溶出量基準または含有量基準を超える汚染が見つかった場合には、第 4 条調査としての対応を実施する必要があるか否かの検討を行う必要もあります。

（1）自治体と住民との関係

周辺環境調査を実施するにあたっては、周辺住民の協力を得て土壌及び地下水のサンプリングを行わなければなりません。【ケース Ⅰ】において、事前に緊急対応についての情報が連絡されていない場合は、十分に状況を説明して理解を得る必要があります。

また、緊急対応の中で、土壌・井戸水調査の希望者を募り、協力を依頼することも良い手法でしょう。そうすることにより、各戸の井戸水汚染の有無が明確になり、住民の不安解消にもつながります。ただし、住民からは広範な地域にわたる多数の希望者があつたり、サンプリング地点が多くなる可能性もあります。そのため、調査対象が多数になる場合は土壌汚染が判明した土地の近傍から優先して測定するなどの工夫が必要になります。

（2）自治体間の連携

都道府県と市区町村の連携

都道府県は、市区町村から得た周辺住民の居住状況及び飲用利用井戸等の情報をもとに周辺環境調査を実施します。【ケース Ⅰ】の場合は、早急に調査を進めるためにマンパワーが必要になります。そのため、市区町村に調査の協力依頼をするとよいでしょう。

6.3 対策の検討

住民への説明やメディア公表などを行う際に、緊急対応や継続的な浄化措置などの検討経過も含めた情報提供を行うと住民の安心感が増すため、時間的に可能な場合は情報の公表の前に対策方針を決めておくが良いでしょう。

対策を検討する際には、「6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応」の「(3)自治体の連携」で詳述したような「自治体内連絡会議」や「利害関係者参加の対策会議」などを随時開催して検討を進めると良いでしょう。

【ケース ~ 】については敷地内の対策を土壤汚染対策法に基づいて行うことになります。

また、【ケース 】のように周辺環境で汚染が確認された場合は、周辺環境の対策も同時に検討しなければなりません。この時、事業者、自治体、専門家などが連携して、水質汚濁防止法や土壤汚染対策法の適用を受けるものは、これらの法律に従い、またこれらの法律の適用を受けないものについては、これらの法律に準じた対応を決定する必要があります。周辺環境で汚染が確認されなかった場合には、「6.4.1 住民への汚染状況の説明」及び「6.4.2 情報の公表」を参考にして自治体又は事業者が住民に対して汚染状況及び対策を説明することになります。

6.4 汚染状況の説明・公表

本節で述べる「汚染状況の説明・公表」とは、「6.2 緊急対応」で紹介した住民の暴露を回避することを目的としてそれまでに得られている情報について説明・公表するものと異なり、対策への理解（合意）を得るため汚染状況と対策の方法を住民に説明・公表するものです。

説明や公表の手段、実施主体はケースにより異なります。また、事業者や住民の意向によっても異なってきます。そのため、表5を参考に、説明や公表の方法については、事業者と相談するとともに住民の意向も反映した上で決定してください。

次頁以降に、汚染状況の公表や住民への周知の主な手法として、住民への汚染状況の説明及び情報の公表についてポイントをまとめました。なお、近年はインターネットなどの電子媒体を通じた公表も行われ、重要な情報提供手段となっています。しかし、住民がアクセスしなければ情報を入手できない、一般には問い合わせ先として電子メールアドレスを記載するだけで双方向のコミュニケーションを迅速に行えない等の問題点もあるため、インターネットの活用方法には十分な配慮が必要です。

次頁以降に住民への汚染状況の説明や情報の公表について解説します。基本的には、第3条調査の結果の報告を受ける自治体が主体的に行うことが必要です。しかし事業者が主体的に実施することにより住民に安心感が増す可能性がありますので、そのような場合は自治体から住民への説明・公表を事業者に助言、指導する必要がある場合もあります。具体的には表5を参考にしてください。

表5 汚染状況の説明・公表における自治体の実施事項と事業者への指導・助言事項

		【ケース 1】	【ケース 2】	【ケース 3】
自治体が実施する項目	6.4.1 住民への汚染状況の説明	-		
	6.4.2 情報の公表	-		
事業者へ指導・助言する項目	6.4.1 住民への汚染状況の説明			
	6.4.2 情報の公表			

自治体が実施主体 汚染の濃度範囲等を勘案し重大な事案と考えられる場合には自治体が実施主体
基本的には事業者に助言し、事業者の判断に任せるが、汚染の濃度範囲等を勘案し重大な事案と考えられる場合には事業者に実施を指導する

事業者に助言し、基本的には事業者の判断に任せる

事業者が実施する場合は連携をとって行う。

注) 【ケース 1】については、周辺環境調査の結果、【ケース 2】又は【ケース 3】として 6.4.1 以降に記載する事項を実施する。なお、周辺環境調査の実施中で緊急を要する場合には、暴露があるものと仮定して【ケース 2】として行うことも場合によっては必要である。

(1) 自治体と住民との関係

【ケース 】 溶出量基準値・含有量基準値共に超過がない場合

住民からの問い合わせや条例等に基づく開示請求があった場合は、速やかに調査結果を提供します。このため、日頃から調査結果や自治体の実施したモニタリング結果を整理しておきましょう。開示請求によらずより簡便な手続きにより提供できるよう、個人情報に配慮しつつ、情報の一定の類型化を行い提供することも必要です。

【ケース 】 地下水の飲用又は土壌の摂食により住民が暴露される可能性がある場合（施行令第5条の要件に合致する又はその可能性が情報不足で判断できないケース）

事業者が住民への説明・公表を行わない場合でも、住民に暴露の可能性があるため自治体が住民説明会等を通じた周辺住民への汚染状況の説明とメディア公表などによる一般への情報の公表を実施する必要があります。自治体と事業者が共同で実施する場合には事業者からは対策の方針を、自治体からは周辺環境調査の結果、住民への健康影響の有無、事業者への指導方針等を説明するのがよいと思われます。

【ケース 】 住民が暴露される可能性がない場合（施行令第5条の要件に合致しないことが明らかなケース）

自治体と事業者が共同して住民へ汚染状況の説明・公表を行う場合には、事業者が主体的にこれらを実施します。また、事業者が住民への汚染状況の説明・公表を行わない場合は、汚染範囲等を勘案し、重大な事案と考えられる際には、自治体の実施主体となって行います。なお、住民から要請があった場合は、自治体が住民に対して事業者への指導方針や住民への健康影響の有無等について説明する必要があります。第3条調査の結果、汚染が見つかったものについては、指定区域台帳に掲載されることとなりますが、住民がより簡便に情報を得られるようインターネット等で個人情報に配慮しつつ、情報の一定の類型化を行い提供することも必要でしょう。

(2) 自治体と事業者との関係

住民への汚染状況の説明、情報の公表については、【ケース 】 などのような場合は、まず自治体が責任を持って実施することとしますが、汚染原因者である事業者が行った方が住民へ事業者の意志や誠意を直接伝えることができ、より安心を持ってもらえる場合が考えられます。自治体は、事業者に対し、これらの説明・公表の実施を働きかけ、事業者が実施をする場合は連携をとって実施することが必要でしょう。以下に自治体が事業者に対し指導助言する場合の留意点をケース毎に示します。

【ケース】 溶出量基準値・含有量基準値共に超過がない場合

事業者に対して、周辺住民との日常的なリスクコミュニケーションの一環として自主的に調査結果を公表するように助言しましょう。ここでの公表は、ホームページでの発表や環境報告書への掲載などが考えられます。

【ケース】 地下水の飲用又は土壌の摂食により住民が暴露される可能性がある場合（施行令第5条の要件に合致する又はその可能性が情報不足で判断できないケース）

事業者に対して汚染の除去等の措置を実施する前に、措置の内容について住民説明会等を開催し、住民へ周知・説明及び情報の公表を実施するように指導します。さらに必要な場合には、メディア公表の実施を事業者に対して助言することが必要でしょう。

【ケース】 住民が暴露される可能性がない場合（施行令第5条の要件に合致しないことが明らかなケース）

事業者に対して、敷地内汚染の実態及び汚染除去等の措置の内容について周辺住民へ周知・説明を行うよう助言します。

（3）自治体間の連携

都道府県と市区町村の連携

【ケース】、【ケース】において、住民への汚染状況の説明や情報の公表が必要な場合は、原則として都道府県が第3条調査の結果及び周辺環境調査の結果等について情報の公表を行います。住民への汚染状況の説明は、都道府県及び市区町村が協力して行います。

6.4.1 住民への汚染状況の説明

住民への汚染状況の説明や提供の方法としては、住民説明会の開催、戸別訪問による説明、ビラ、回覧板、広報誌などの紙媒体の配布による周知があります。原則として、住民説明会を開催し、関心や不安を感じている住民と直接質疑応答を行うことが住民との信頼関係を深めるという点でも望ましいと言えますが、汚染の状況や地域住民の要望によって適切な方法を選択してください。住民説明・情報提供を実施する主体は、ケースによって異なりますので、表3を参照してください。

事業者や自治体からの説明が遅れたり、双方からの説明に食い違いがあると、住民の不安や不信感が高まる大きな要因になります。特に、【ケース】のように、事業所の外にまで汚染の範囲が拡大している場合には、自治体が責任を持って周辺住民に周辺環境調査の結果や健康への影響のおそれを説明することが望ましいといえます。(参考5、6)

健康への影響が懸念される住民への説明は、住民との信頼関係の確保(急性毒性のおそれがある場合は健康保護)を第一とする観点からマスメディア公表に先行して行う必要があります。土壌汚染のリスクコミュニケーションでは、周辺住民との信頼関係が重要です。したがって、住民に対する早期の説明が大切であり、周辺住民が新聞などのマスメディアにより初めて汚染の事実を知ることがないようにしなければなりません。

アンケート結果では、メディア公表直後に住民説明会を開催している事例が多くみられますが、これらの場合でもメディアへの公表の直前あるいは直後に自治会の役員など地域住民の代表者へ説明が行われていました。ただし、汚染規模の小さい場合(敷地内汚染のみなど)では住民からの要望がなかったため自治会役員への説明やメディア公表のみで住民説明会を開催していない事例や、住民説明会への住民の参加状況が思わしくないため周辺地区の全世帯へ戸別訪問で説明を行った事例もありました。(参考7)

(1) 自治体と住民との関係

ここでは、【ケース】などで、自治体が直接住民への汚染状況の説明を行う際に配慮する点を整理します。

住民説明会を開催する際に配慮する点

まず、住民説明会の開催を住民へ十分に周知する工夫が必要です。住民説明会への参加者が少ないからといって、単純に住民の関心が低いと思うのは危険です。周知の方法が不適切であったり、時間に余裕がなかったり、時間帯が悪かったり、あるいは事業者に対しての不信感が非常に強いために参加しないこともあります。そのため、住民説明会の周知は、下記の方法等により開催までに必要な時間をとって行うとともに、説明会の趣旨、問い合わせ窓口や説明会へ参加できない人への対応方法を明確に示してください。

説明会の参加者は、開催の周知を行った地域に限定せず、周知をした地域の外側に居住

する住民などでも一定の利害を有すると認められる希望者は、基本的に皆参加できるように準備をしておきましょう。

説明会は、開催時間を定め、基本的にはスケジュール通りに進行しますが、会は住民の意思も尊重して進行するように努めましょう。住民にとってわかりやすい説明資料と配布資料を作成・配布した上で説明し、質疑応答の時間を十分に確保して質問には丁寧に回答しましょう。住民からの質問に対して予定時間内に回答できない場合は時間を延長することも必要です。未解決事項については、宿題として持ち帰り、その後、代表者で合意点を見つけて参加者に伝えることが重要です。また、中立的な立場で対話を円滑に進めたり、住民の理解を促進するためには、ファシリテーター（司会進行役）やインタープリター（解説者）といった人材を活用することも有効です。

住民への周知方法

- ・各戸へのビラの配布
- ・インターネットなど電子媒体の利用
- ・メディア公表
- ・回覧板
- ・広報誌など

戸別訪問による説明を実施する際に配慮する点

周辺地区の全世帯へ戸別訪問を行う場合は、訪問の範囲やタイミングによっては、「隣の家には来たが私の家には来ていない」、「説明内容が隣と違っている」など、住民に対して公平に対応できないことによって新たなトラブルが生じる可能性があります。さらに、戸別訪問で説明を受けた内容とメディアから入手した内容が異なると、「そんなことは聞いていない」、「情報を隠していたのではないか」といった不信感を生む可能性があるため、注意が必要です。そこで、住民へ汚染状況を説明する際には「住民説明を行う際の注意事項」（p58 参照）などを参考にして適切な説明を行うようにしてください。

これらの点に十分配慮し、訪問の範囲やタイミング、説明内容を決め、早急に訪問対象の全ての世帯へ説明を行う必要があります。

ビラ、回覧板、広報誌などの紙媒体の配布により周知する際に配慮する点

上記の2つの方法と異なり、紙媒体の配布による周知は、住民に直面して説明を行わないため、分かりやすく誤解を招かないように表現に配慮しなければなりません。また、住民が不明な点や疑問・質問に問い合わせできるように窓口を明確に記載してください。

住民説明会の対象とする範囲

住民説明会の対象とする地理的範囲は、基本的には【ケース 1】の場合は地下水汚染が到達し得ると考えられる範囲が適当と思われます。【ケース 2】の場合は対象地に隣接する

自治会の範囲が適当と思われます。

ただし、地域の代表的な関係者や住民の意見・要望によっては、対象地域の拡大又は縮小も考えられますので、できるだけ多くの人に参加できるように状況により柔軟に対応してください。

(2) 自治体と事業者との関係

自治体は、【ケース 】に該当する場合には事業者に対して速やかに住民説明会や戸別訪問による説明等を開催するように指導することが必要です。指導を受けた事業者側が、住民説明会や戸別訪問を実施する際に、自治体から事業者に助言、指導する配慮事項を以下に整理します。

住民説明会を開催する際に配慮する点

【ケース 】あるいは【ケース 】で、事業者が住民説明会を開催する際には自治体も同席又はオブザーバー参加することが必要です。特に、住民への汚染状況の説明が遅れたことなどが問題となっている場合については、自治体も住民説明会に同席して説明することが重要です。ただし、事業者が資力のない中小企業又は個人事業主の場合は、自治体が中心になって事業者をバックアップして説明会を実施します。これ以外のケースでは、同席・参加の有無などは事業者と相談して決めましょう。

アンケート調査では、事業者が主催する説明会に自治体が同席または参加する場合として、単にオブザーバーとして参加するケース、住民からの質問への対応、自治体としての対応方針の説明、自治体が行った調査の説明を行うといった何らかの役割を担っているケース等に分かれていました。

戸別訪問による説明を実施する際に配慮する点

戸別訪問を行う場合は、誰でも同じような説明ができるように事前に配付資料、Q&Aや資料集等を作成し(説明時に配布し)迅速に短期間で全戸に説明するよう事業者へ指導しましょう。この際に、不適切な説明や表現を用いないよう、「住民説明を行う際の注意事項」(p58参照)を参考にしてください。

ただし、事業者が資力のない中小企業又は個人事業主の場合は、対応が困難な場合があるため、自治体が中心になって事業者の意思を尊重しつつバックアップを行ってください。(参考9)

ビラ、回覧板、広報誌などの紙媒体の配布により周知する際に配慮する点

配布地域は、住民から不満が出ないよう適切に選定し、事業者に指導する必要があります。

自治体が中心となって住民説明・情報提供を行う場合に説明する事項

- ・ 汚染原因事業者の概要
- ・ 基準値を超過した物質と濃度の範囲（最大・最小値）
- ・ 基準を超過した物質の使用履歴と現在の状況（用途・工程などの説明）
- ・ 土壌汚染が発生した原因
- ・ 周辺の土壌・河川・井戸等への影響調査結果（汚染範囲と濃度）
- ・ 汚染物質の有害性
- ・ 健康リスクの有無
- ・ 事業者への指導内容（健康への配慮、住民意見の反映、情報の公表）
- ・ 今後の短期的・長期的対応計画
- ・ 自治体としての指導方針
- ・ 事業者への指導内容（健康への配慮、住民意見の反映、情報の公表）
- ・ 自治体の対応体制と窓口（ホットラインなど）

事業者が中心となって住民説明・情報提供を行う場合に事業者が説明する事項

- ・ 事業所の概要（製造している製品紹介など）
- ・ 事業所の歴史（航空写真、昔の写真、古い地図、レイアウト図など）
- ・ 土壌汚染調査を実施した契機など（公表とのタイムラグの説明に注意）
- ・ 土壌汚染が判明した地点の位置（周辺の家等との関係がわかる図）
- ・ 基準値を超過した物質と濃度の範囲（最大・最小値）
- ・ 基準を超過した物質の使用履歴と現在の状況（用途・工程などの説明）
- ・ 土壌汚染が発生した原因（調査中なら調査中と説明する）
- ・ 周辺への影響を評価するためのモニタリング地点（観測井の位置等）
- ・ 周辺への影響の可能性（特に地下水）
- ・ 周辺の井戸の分布、水質調査結果（自治体の調査結果を自治体に説明願う）
- ・ 今後の短期的・長期的対応計画
- ・ 対応体制と窓口（ホットラインなど）

事業者が中心となって住民説明・情報提供を行う場合に自治体に説明を求められる事項

- ・ 周辺の土壌・河川・井戸等への影響調査（汚染範囲と濃度）
- ・ 汚染物質の有害性・リスク
- ・ 健康リスクの有無
- ・ 今後の対応
- ・ 住民の不安への対応方法
- ・ 事業者への指導内容（健康への配慮、住民意見の反映、情報の公表）

(3) 自治体間の連携

ここでは、【ケース】などで、自治体が直接住民への汚染状況の説明を行う際などの都道府県と市区町村の役割分担を整理します。

都道府県と市区町村の役割分担

自治体が住民説明会を開催する場合、第3条調査の結果や周辺環境調査の結果を住民へ説明するのは、これらの調査の報告を受けた、あるいは調査を実施した都道府県が適切といえるでしょう。その他の役割については都道府県と市町村で話し合っ決めて決める必要があります。

アンケート結果でみると、自治体が住民説明会を行う場合には、市区町村が中心となって対応する例がやや多くみられました。

自治体間の役割分担の例として、事業者が主催する説明会に都道府県と市区町村が同席した場合は、市区町村が司会進行役を、都道府県が専門的事項の説明を担当した事例もありました。

また、アンケート結果から、都道府県と市区町村の双方に住民から電話等による問い合わせがありました。市区町村には漠然とした不安についての問い合わせがより多く寄せられることがわかっています。都道府県と市区町村が情報を共有し、住民からの問い合わせに適切に対応できるよう準備しておく必要があります。

参考5 周辺地域住民に対する自治体による住民説明会の開催が遅かった例

汚染判明から10年後に、市区町村は浄化対策の実施方法を説明するために初の住民説明会を開催した。町の担当者は浄化の処理方法を単に説明するのみと考えており、かつ担当者が異動直後で過去の詳しい状況を把握していなかったため、住民からの質問に十分回答できなかった。初めて汚染の事実について説明を受けた住民からは、「情報を隠していたのではないか」、「汚染原因者を公表すべきではないか」といった批判の声が上がり、紛糾した。中には町が浄化対策を行う場合に、費用は税金でまかなわれるため、「住民に対して説明責任がある」という意見もあった。

(個人事業者のケース 事例1)

参考6 飲用水汚染があったため、事業者による住民説明会に自治体が同席した例

事業者主催の説明会は、事業所から半径 500m 以内の地域とその後地下水汚染が判明した地区を対象に、汚染状況と地区の要望により、3 地区に分けて実施した。住民への周知は、町の作成した回覧文書と区長等の口頭による周知などの方法を使った。説明会では、町、事業者、県が順番に説明を行った。また、県は周辺環境調査に関する説明を行った。

町は、現在までの経過の概要説明、町としての考え、水質調査結果、健康診断の実施について説明した。また上水を飲んでいれば安全であることを強調して説明した。企業が倒産したら地下水浄化対策がとれなくなると説明し、理解を得ることができた。

事業者は、業務内容、汚染の経緯について説明した。Q&A は、特に準備していなかったが、その時点で知り得る情報は全て回答し、技術的な質問に対しては浄化処理業者が回答した。

(飲用利用井戸が汚染したケース 事例7)

参考7 メディア公表直後、迅速に戸別訪問を行った2つの例

事業者は、住民説明会を開催したが、参加状況が思わしくなかった。再度住民説明会を開催するか検討したが、周知に時間を要するため住民への情報提供が遅れること、住民が多数参加する確証がないこと、説明会の質疑応答では参加者それぞれへの関心に対応できないことなどのため、戸別訪問で説明することにした。

戸別訪問では、まず、メディア公表とほぼ同時に自治会役員などに説明し、その際に戸別訪問のエリアについて相談を行った。訪問範囲は、周辺 300m から 500m の範囲で自治会の区域だけでなく、事業所の状況に応じて汚染影響の範囲に考慮して対応した(訪問戸数は事業所によって異なるが、100軒から200軒程度)。

記者会見を開いた日から戸別訪問をはじめ、1軒当たり10分程度を目安に説明し、数日で対象となる9割の戸別訪問を終えるようにした。説明は、専門の社内プロジェクトチームのメンバー及び地域の営業所と連携して、社員2人1チームで行い訪問軒数に応じてチーム数を増減した(例:要員数約20人)。また、訪問時の説明を的確に行うために事前にレベル合わせのための打合せを繰り返し行った。

説明内容は、調査位置図、土壌・地下水調査結果、汚染物質の発生経緯と推定原因、周辺への影響と今後の対応、対策工事の概要(工事日程、騒音・振動や粉塵飛散等の措置、問い合わせ窓口)について、写真やイラストを含めた住民説明用のファイルを用意した。

事業者は、正々堂々と隠さずに全てを公表する姿勢で臨み、要望があれば計量証明書付の調査結果などの情報も提供した。住民からは、対策工事に伴う騒音、振動への苦情はあったものの、総じて冷静な対応であり、情報を隠さない姿勢への評価が高かった。

(敷地内土壌・地下水汚染のケース 事例18、事例19)

参考 8 自治会役員が積極的に協力した例

住民のコミュニケーションの窓口を町会長に一本化し、事業者に対する要求は、個人の勝手な判断で近隣住民に迷惑をかけないように班（自治会内の組織）で合意された事のみを事業者に要求するという形態をとった。

（工場操業停止時の敷地内土壌・地下水汚染のケース 事例 27）

参考 9 市区町村が中心となって個人事業者をバックアップした例

事業者が浄化措置を実施している途中も、町には近隣住民からの苦情として、浄化装置による騒音など汚染に起因する不満だけではなく、汚染判明以前からの個人事業者との近隣関係や、個人的な問題に関する不満も寄せられた。事業者と近隣住民との関係を良好にしておく必要があるが、当事者同士の話し合いでは解決が困難であるため、行政がパイプ役となって住民の意見を事業者に伝え、改善を求めることで事業者と周辺住民との関係を円滑にした。

（自治体調査による個人事業者のケース 事例 1）

コラム 10 説明会で活躍する人材

ファシリテーターとは？

ファシリテーターに関する定義は色々ありますが、ACC(米国化学工業協会)によると、リスクコミュニケーションを円滑に進めるためのガイドを行う人材とされています。中立的立場で、会議進行のルールを定め、全ての参加者を公平に扱い、公開討論に参加させることに責任を持つこと、参加者を誘導することがないようにすることが求められています。

（出典：化学物質総合安全管理のための環境・安全ファシリテーター
育成調査研究報告書：平成 12 年度経済産業省委託）

指定支援法人とは？

土壌汚染対策法第 20 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本環境協会が指定支援法人に指定されました。指定支援法人の主な業務は、汚染原因者ではない土地所有者の負担能力が低い場合の助成や土壌汚染の環境リスクについてのリスクコミュニケーションの一環として、普及啓発や事業者研修等を行います。

（出典：財団法人日本環境協会ホームページ：<http://www.jeas.or.jp/>）

住民説明を行う際の注意事項

- 説明の仕方 -

リスクコミュニケーションの場に参加する人達の化学物質に関する知識や理解度はさまざまです。これらの幅広い人達に理解してもらうために注意しなければならない事項を整理します。

口頭の説明だけでなく、図、グラフ、写真などを用いて視覚的な説明も加えましょう。

専門用語や外来語の使用はできるだけ避けましょう。やむを得ず使用する場合は、わかりやすく用語を解説した資料を配付しましょう。

できるだけ簡潔に説明しましょう（説明開始から 15 分間くらいが最も理解を得られます。）

一方的な説明ではなく、双方向の意見交換の時間を十分に取ることで、参加者の理解と興味が増します。

仮定に基づいた話しは、理解を得難いため、できるだけ避けましょう。

参加者が理解しにくい内容は、必要に応じて繰り返し説明しましょう。

プレゼンテーションの最初に構成（全体像）を説明し、最後に結論（住民に理解してほしいこと）をまとめて話しましょう。

しっかり事前準備をしましょう。（プレゼンテーションのストーリーが住民に理解されやすいか、説明会のリハーサルを行う等して、複数人で確認しましょう。）

- 理解を高める手法 -

リスクコミュニケーションは、様々な知識レベルの人達と情報を共有する作業です。そのため参加者全員に理解してもらうには、できるだけわかりやすく説明することが重要です。以下の項目に注意して説明することが、参加者の理解を高めることにつながります。

他の同じリスクとの比較で説明する。

他の良く知られたリスクと大きさを比較することで、理解を深めることが可能です。ただし、化学物質のリスクとたばこや交通事故のリスクといった全く関係ないリスクと比較して説明すると、住民が不信感を持つ可能性があるため、比較するリスクの選択には気を付けましょう。また最終的に自らにとって問題があるかないかを判断するのは住民であることを念頭におきましょう。

基準値などと比較する。

濃度の数値だけでなく、環境基準値などと比較して説明しましょう。また環境基準値の設定の仕方や基準値を少しでも超えたら健康影響が出るわけではない事も説明する必要があります。なお、不安を煽らない配慮として安全性のみを強調する説明が多く見られますが、「安全」と判断できる根拠や今後の安全対策も含めて伝えることによって、相手の冷静な判断や「安心」に結びつくことを念頭において説明しましょう。

6.4.2 情報の公表

情報の公表の方法には、新聞などのマスメディアを通じた公表、ホームページなどへの掲載、環境報告書等への掲載による公表などがあります。

【ケース 】または【ケース 】のように汚染が周辺環境に拡がり、住民が暴露される可能性がある場合や急性毒性が懸念されるような高濃度汚染の場合は、汚染が判明したら迅速に情報の公表を行うことについては、既に「6.2 緊急対応」で説明しましたが、その他のケースにおいては、イ) 汚染の状況が判明した時点とロ) 汚染除去等の措置の方針が決まった時点の2つのタイミングで情報の公表を実施することが考えられます。いずれの場合も、メリット、デメリットがありますので、自治体又は事業者が判断して公表してください。

住民説明を行わずにメディア公表を行う場合などは、情報の公表を行う前又は直後に地域の重要な関係者(自治会役員、井戸所有者など)を戸別に訪問して汚染状況の説明を行うとともに、公表の内容を説明し、理解と協力を依頼することが重要です。地域の代表的な関係者への説明は、自治体の協力のもとで事業者が主体となることが望まれますが、【ケース 】などの場合で、事業者が情報を公表しない場合は自治体が主体となって公表することも必要となります。

アンケート結果からも、メディア公表の直前直後に自治会役員等を中心とした戸別訪問を行う事例が多くみられました。(参考10、11)

参考10 地域の代表的な関係者に対して戸別訪問を行った例

事業者は、市議員及び市から紹介された事業所から半径500m以内の5地区に居住する住民代表に対して3~4回の戸別訪問(66戸)を実施し、汚染内容の説明と対策の状況、事後調査の報告を行った。また、要望があれば住民説明会を開く旨を伝えた。説明は口頭で行い、住民からの質問に対応できるよう説明に必要な資料を揃えたファイルを持参した。

戸別訪問を受けた住民は、汚染に対する不安を持っておらず、住民説明会は特に必要ないと事業者に伝えた。また、住民側から事業者に対して特に説明に対する意見はなく、事業者はメディア公表前の説明に対してむしろ好意的な反応が多いという印象を受けた。

(敷地内土壌・地下水汚染のケース 事例13)

参考11 地域の代表的な関係者に対して戸別訪問を行った例

事業者は、メディア公表の直前に区長会長に対して汚染原因、汚染状況、人体や環境への影響、今後の対策について説明した。その際、市役所の職員が同席した。

報告を受けた区長会長は、汚染敷地から離れた地域の住民ということもあったが、この時の感想は「不安はなかった。大企業なので、問題があっても対処してくれるという安心感があった。」というものだった。事業者からの報告を受けて、区長会長から区長へ、区長から住民へ情報が伝えられていたため、メディア公表の前に住民は既に汚染の事実について知っていた。

(敷地内土壌・地下水汚染のケース 事例15)

(1) 自治体と住民との関係

【ケース】などの場合、自治体が情報の公表を実施しますが、その際、自治体が配慮すべき点を整理します。

地域の代表的な関係者へ説明する際に配慮する点

自治体が住民説明などを行わずにメディア公表などを行う場合には、地域の代表的な関係者及び井戸の所有者を戸別に訪問して内容の説明を行う必要があります。地域の重要な関係者は、多くの場合において自治会の役員や井戸の所有者と思われませんが、地域で活動している NGO や NPO がオピニオンリーダーである可能性もあるため、事前に調査が必要です。

説明する内容は公表する内容と同じで、敷地内及び周辺環境の汚染状況や対策の実施方法が中心となります。また、情報の公表後に住民説明会を開催する予定のあるときは住民説明会の実施に関して協力を依頼し、具体的な方法もあわせて相談しておきましょう。

情報の公表を行う際に配慮する事項

自治体が独自に情報を公表する場合は、周辺環境汚染の状況や住民への健康リスク、事業者に対する指導方針などについての説明が必要となります。

自治体が住民に対して情報を公表する方法としては、メディア公表、ホームページへの掲載、広報誌への掲載、新聞への折り込みチラシ等さまざまな方法があります。公表の内容は、住民の健康影響を守る立場からの発言を求められますので、汚染の範囲に関する情報、健康影響の程度、今後の対策計画や事業者への指導方針などについて資料を用意し、配布することが望めます。また、風評被害を防ぐために、農作物や水産物に対する影響などについても配慮して説明することも大切です。

(2) 自治体と事業者との関係

自治体は、【ケース】に該当する場合には、事業者へ情報の公表を行うことを助言することが必要です。ここでは、自治体が事業者へ助言、指導する際に配慮すべき事項を整理します。

地域の代表的な関係者へ説明する際に配慮する点

事業者が情報の公表を行う場合は、情報の公表の前後に行う地域の代表的な関係者への説明も事業者が戸別訪問で行います。ただし、【ケース】の場合は、周辺環境調査結果も含めて説明する必要があるため、都道府県・政令市や市区町村が同行したほうが良いでしょう。事業者が日常から地域と交流を持っていない場合は、地域の代表的な関係者を把握していない可能性があるため、自治体が紹介してください。ただし、地域の代表的な関係者や住民の意見・要望によっては、対象地域や訪問戸数の拡大又は縮小も考えられますので、状況により柔軟に対応してください。

住民説明会に先駆けて情報の公表を実施する場合は、地域の代表的な関係者に説明をする際に住民説明会等の実施やその方法についての相談、協力依頼を行うように指導します。

情報の公表を行う際に配慮する点

事業者が情報の公表を行う際には、汚染原因や今後の対策について明確に示すように助言しましょう。

事業者がメディア公表を実施する場合は、可能であれば事前に公表内容を入手し、過不足がないか確認します。事業者からの要請があれば自治体が同席して周辺環境の汚染状況を説明するとよいでしょう。いずれの場合においても、事前に役割分担や共通理解を持つため、事業者とも十分に相談しておきましょう。

自治体がメディア公表を別途実施する場合は、事前に事業者に知らせておきましょう。事業者が情報の公表を行う項目とメディア公表を行う際の留意点として過去の事例から挙げられる成功のポイントと苦労した点を示します。(参考12)

事業者が情報を公表する場合に説明すべき事項

- ・ 汚染原因事業所の概要（製造している製品紹介など）
- ・ 土壌汚染調査を実施した契機など（公表とのタイムラグの説明に注意）
- ・ 基準値を超過した物質と濃度の範囲（最大・最小値）
- ・ 基準を超過した物質の使用履歴と現在の状況（用途・工程などの説明）
- ・ 土壌汚染が発生した原因（調査中なら調査中と説明する）
- ・ 周辺への影響の可能性（特に地下水の汚染範囲と濃度）
- ・ 今後の短期的・長期的対応計画
- ・ 対応体制と窓口（ホットラインなど）

（3）自治体間の連携

【ケース】などの場合に自治体が情報の公表を実施する際の都道府県等と市区町村の役割分担を整理します。

地域の代表的な関係者へ説明する際に配慮する点

メディア公表にあたって地域の関係者へ戸別訪問により説明する際に、都道府県が地域の代表的な関係者を把握していない場合には、市区町村は都道府県に関係者の紹介をしてください。ただし、地域の代表的な関係者や住民の意見・要望によっては、対象地域の拡大又は縮小も考えられますので、都道府県と市町村で相談し、状況により柔軟に対応してください。

情報の公表の際に配慮する点

情報の公表後は、都道府県が公表を行った場合でも住民から市区町村に問い合わせが寄せられる可能性がありますので、公表内容は事前に市区町村に示し、共通認識をもってお

きましょう。同様に、政令市等が公表を行った場合も、住民から都道府県に問い合わせが寄せられる可能性がありますので、公表内容は事前に都道府県に示し、共通認識をもっておきましょう。

自治体が単独でメディア公表を実施する際に説明すべき事項

- ・ 汚染原因事業者の概要
- ・ 基準値を超過した物質と濃度の範囲（最大・最小値）
- ・ 基準を超過した物質の使用履歴と現在の状況（用途・工程などの説明）
- ・ 土壌汚染が発生した原因（調査中なら調査中と説明する）
- ・ 対応体制と窓口（ホットラインなど）
- ・ 周辺の土壌・河川・井戸等への影響調査結果（汚染範囲と濃度）
- ・ 汚染物質の有害性・リスク
- ・ 健康リスクの有無
- ・ 自治体としての指導方針
- ・ 事業者への指導内容（健康への配慮、住民意見の反映、情報の公表）

事業者が実施するメディア公表に同席した際に自治体が説明すべき事項

- ・ 周辺の土壌・河川・井戸等への影響調査の結果（汚染範囲と濃度）
- ・ 汚染物質の有害性・リスク
- ・ 健康リスクの有無
- ・ 自治体としての指導方針
- ・ 事業者への指導内容（健康への配慮、住民意見の反映、情報の公表）

参考12 メディア公表にあたっての留意点

成功のポイント

- ・ 事前に作成した説明資料を配布したこと（誤解がなく正確な報道がなされることが多い）
- ・ 記者に対して、直接に詳細内容を説明したこと
- ・ 自治体内で窓口を一本化したこと
- ・ 事業者・自治体間の事前打ち合わせでメディア公表の対応を決めておいたこと
- ・ 風評被害が懸念されるため、無用な不安を煽らないように配慮したこと
- ・ 事業者から相談や調査結果の報告を受けてからメディア公表までの時差を極力少なくしたこと

苦労した点

- ・ 不十分な報道による風評被害の可能性が懸念されたこと
- ・ 過剰報道によって住民の不安が高まったこと
- ・ 公表方法やタイミングを十分に検討しなかったこと

（アンケート調査の自由回答結果 参考資料）

6.5 健康診断及び対策実施状況の経過報告

6.5.1 健康診断

緊急対応や住民への汚染状況の説明により、住民に汚染の事実を公表した後、環境基準を超える汚染のある地下水を飲んでいるなど、状況に応じて健康診断を実施します。

【ケース】の場合は、住民の意向も配慮しつつ、自治体が事業者と相談しながら住民の健康診断を行います。長期にわたって地下水の飲用又は土壌を直接摂取している可能性がある住民から健康診断の要望があった場合は、原則として、実施した方がよいでしょう。周辺環境に汚染が広がっていないなど、住民の健康リスクが十分に低いと思われる場合でも、住民から健康診断の要請があった場合には、住民の健康を守る観点から、健康相談のレベルで実施することも考えられます。

(1) 自治体と住民との関係

緊急対応で戸別訪問等を行う際に、汚染状況を説明した後に希望者には健康診断を実施することを伝え、健康診断の受付窓口と受付日時を明確に示すとよいでしょう。

また、敷地内汚染のみで健康被害が生じる可能性が低いと判断できる場合であっても、住民から健康影響に対する強い懸念の訴えがあった場合には、健康相談を実施することで住民に安心を与えることができる場合もあります。ただし、化学物質の摂取と因果関係が全くない、又は不明瞭な疾患が見つかることがあるため、十分に説明できる準備をしておくことが必要です。

(2) 自治体と事業者との関係

周辺環境の汚染原因者が、当該事業者であることが明確な場合は、事業者に対して住民の健康診断や健康相談の実施における費用負担等も含めて協力するように要請します。

(3) 自治体間の連携

市区町村が窓口となって希望者を募り、都道府県や市区町村が運営する保健所や民間、公立の病院、大学、医療機関で実施します。希望者が非常に多い場合は、民間の病院に協力を依頼するとよいでしょう。

参考14 汚染地下水の飲用利用があって健康診断を実施した例

事業者は、最も高濃度に汚染されている地域と協定を取り交わし、健康診断の実施を決めた。町（保健所）が手配して保健所や近隣病院で健康診断を実施し、約800名が受診した。費用は全て事業者が負担した。

（飲用地下水汚染のケース 事例6）

6.5.2 対策実施状況の経過報告

事業者が実施する対策の進捗状況を定期的に把握し、対策の進捗状況を確認するとともに住民の健康保護の観点から定期的な周辺環境のモニタリングを実施します。また、近隣住民からの問合せにいつでも答えられるように、進捗状況はまとめて整理しておくことが重要です。

(1) 自治体と住民との関係

汚染除去等の措置の実施時は、できる限り住民に実施状況を定期的に報告することで信頼関係が生まれます。また、住民からの問い合わせ窓口を明確にし、回答できるようにしておくことも重要です。このような情報・意見交換などをきっかけとして新たなコミュニケーションの場が生まれ、今後の良好な信頼関係構築につながります。

住民への周知方法

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| ・定期的な回覧板の縦覧 | ・自治会長などへの定期報告 |
| ・浄化現場の見学会の開催 | ・定期的な住民説明会の開催 |
| ・インターネット、E-mail など電子媒体による情報提供 | など |

(2) 自治体と事業者との関係

事業者は土壌汚染対策法や都道府県、市町村の条例等に基づき、土壌汚染による人の健康被害防止のための措置が適切に行われたかどうかを確認するため、措置を実施した場所等での地下水モニタリングを実施することになります。このようなモニタリングの結果も対策にあわせて随時都道府県及び市区町村、住民へ報告するように指導します。(参考15)

(3) 自治体間の連携

対策などに係る技術的な事項についても住民から市区町村に問い合わせが寄せられることがあります。このような事項は専門知識や経験を必要とします。土壌汚染の専門担当者がいない市区町村でも、都道府県と対策の進捗状況などについて情報の共有を図るとともに、都道府県の土壌汚染の専門担当者や研究機関の専門家が市区町村に協力して対応することも必要です。

また、【ケース 】や【ケース 】で周辺環境での汚染が確認された場合は、都道府県が周辺環境のモニタリングを実施し、浄化対策の効果を確認し、定期的に住民へ報告します。この際、市区町村は、広報など住民への情報の配布ルートを提供するなどの都道府県

への協力を行うことも必要でしょう。

参考 1 5 住民に対して情報の透明性を確保した例

対策実施時は、町会長に対策の進捗状況を逐次 E-mail 等で報告し、土壌飛散防止の
囲い込みは外部から中の状況が見えるように透明箇所を設ける、対策工事の見学会を
開催する等、住民へ透明性を確保し、住民の安心感や信頼を得る工夫をした。

(工場操業停止時の敷地内土壌・地下水汚染のケース 事例 27)